平成２４年（フ）第７３４号
京都府宇治市小倉町南浦30番地の72
債務者　川染ひろみ
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
京都府京丹後市網野町網野2707番地
債務者　吉岡　　茂
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３１号
京都府京丹後市網野町網野2707番地
債務者　吉岡　政惠
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３１５号
兵庫県高砂市米田町島292番地の３
債務者　長谷川智子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３１６号
兵庫県赤穂市尾崎3073番地37　山本貸家、従前の住所広島県尾道市防地町14番34―205号
債務者　島谷　由佳（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３２２号
兵庫県姫路市網干区坂上90番地１アーバンライフ旭陽Ａ―103
債務者　横山　利江
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３２３号
兵庫県加古郡稲美町六分一1178番地の521
債務者　池水　洋一
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１３号
和歌山県新宮市田鶴原町２丁目５番25号
債務者　小林　未佳
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第５２４号
広島市西区己斐本町２丁目14―14　マリオン21―205号、住民票上の住所広島市佐伯区湯来町大字和田81番地
債務者　梶川　　純
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６号
広島県尾道市瀬戸田町荻1275―１　中村アパート１号室、住民票上の住所愛媛県今治市大三島町明日310番地
債務者　土居　近行
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
広島県尾道市長江１丁目10番５号
債務者　小川　芳輝
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
山口県下関市吉見本町１丁目５番23号、前住所山口県下関市熊野西町２番10　202号
債務者　ＢＡＭＢＯＯこと　磯辺　　清
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
香川県坂出市駒止町１―２―20　サンコート坂出405、住民票上の住所高知市大谷59番地５
債務者　濱口　和也
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３９０号
北九州市小倉北区上富野５丁目１―20―802　松永伸広方
債務者　本山　亜紀
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７３号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3056番地３
債務者　定松　佳代（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７５号
佐賀県小城市牛津町下砥川329番地、住民票上の住所佐賀県多久市南多久町大字下多久5679番地
債務者　太田　洋美
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
佐賀県佐賀市若宮２丁目10番24号
債務者　梶原　美保
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係